

千葉市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子に関する パブリックコメント手続の実施について

千葉市では、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を行い、地域社会全体で犯罪被害者等を支えていくため、千葉市犯罪被害者等支援条例の制定に向けた検討を進めています。

このたび、同条例案の骨子を作成し、それに対するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

犯罪被害者等支援に関し、市町村は、「一次的な相談窓口」や「総合的対応窓口」、「各種手続」、「各種施策実施」の実施主体（千葉県犯罪被害者等支援推進計画）に位置付けられています。本市においても、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定しようとするものです。

2 パブリックコメント手続

(1) 公表期間

令和5年10月10日（火）～11月9日（木）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧および配布

地域安全課（市役所高層棟8階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所の総務課、市図書館



3 意見の提出

(1) 募集期間

令和5年10月10日（火）～11月9日（木）※郵送の場合は、当日消印有効

(2) 提出方法

住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号、電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出。

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市役所 地域安全課

イ FAX 043-245-5155

ウ 電子メール chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp

エ 持参 地域安全課（市役所高層棟8階）、各区役所総務課

4 市民への周知

- (1) 市政だより 10月号に掲載
- (2) 市ホームページ 令和5年10月10日(火)に公表

5 意見の公表

意見の概要とそれに対する市の考え方を、令和5年12月上旬に市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

6 今後の予定

- 令和6年2月 令和6年第1回定例会に条例案を提出
- 4月 条例施行

7 添付資料

千葉県犯罪被害者等支援条例(案)の骨子